

来年度の県入札資格は①新規②格付↑希望③経審の申請業種を変更…の方は申請が必要です！
先月の県の説明会で、来年度の経審の申請用紙を購入された方は、当方へ送付して下さい。



「現場ごとに専任で配置が必要な技術者が他の現場と重複していた事が調査で分かった場合、1回目は県の格付けの主観点数で-15点だけだが、2回目は建設業法による監督処分(指示処分)を行い、格付けでも-30点に…」との話が10月に県内12カ所で開催された県の説明会でありました。今年の6月から専任配置が必要な公共性のある工作物に関し①建築一式工事は5,000万円から7,000万円に②建

築一式以外の工事は、2,500万円から3,500万円(総て税込み)に引き上げられましたが、「規制の合理化を図る」目的の一方で「規制の強化・厳格化」が進められています。建設業法による監督処分は県のHPに掲載され公開されます。国交省は「建設工事の担い手の不足が懸念されるので…規制の合理化(金額要件の見直し)で、技術者の効率的な配置を図る…」と説明していましたが、現実はその上手くいかない事を許可行政庁が認めた事になります。

技術者不足の解決策? **専任違反** で処分や指名停止



「間もなく満席となります！助成金説明会のお知らせ…無料で参加できます」とのチラシが東京からあちこちの事業所に送られてきています。JOOやEOOといったIT関連を連想させる会社名で「厚労省の返済不要の助成金。最新の情報・申請の手間を軽減・効果的な社員教育・後継者の育成・HP集客の人材研修…」を具体的にお伝えします！」と中小企業の関心を引く宣伝文句の次に「助成金の事例+170万~、研修費-60万円、経費-36万円、すると1年後には

+74万円~」と書かれています。会場の商議所に行ってみますと100名ほどが参加。講師は早口で話し、じっくり考える余裕はありません。最後に「今日中に申し込みれば20万円安くなる」と契約を急がせます。そして翌月には費用の払込みが必要で、後日労働局に尋ねると「必ず助成されるわけでもないの、まずは労働局に相談してほしい」との事。「ストップ悪徳商法! うまい話にご用心? (AI社の標語)

手のこんだ助成金商法 **うまい話** の裏には落とし穴!?



1月から65才以上も要件に該当すれば雇用保険への加入が義務化に。3年間は保険料免除。当事務所では毎週金曜日の朝9~10時に、ミーティングを行います。ご連絡は10時以降に。